

自治労福島県本部自治体議員連合規則

第1条 この団体は、福島県本部自治労自治体議員連合（以下「自治体議員連合」という。）と称し、その運営その他については、この規則による。

第2条 この自治体議員連合は、単組・県本部と相互に協力し、自治労の自治体政策の実現に努力するとともに、構成員の政策立案能力をたかめることをめざす。

そのために、次の活動に取り組む。

- (1) 単組・県本部との情報交換・政策協議
- (2) 自治研活動への参画
- (3) 政策研修・学習会の開催
- (4) 自治体間の情報交換
- (5) その他目的達成に必要な活動

第3条 この自治体議員連合は、自治労協力候補の推薦基準で自治労組織内の自治体議員になった者をもって構成する。

2 自治労組織内協力候補の基準で推薦された前議員または候補者で、引き続き立候補の意思のある者は、準会員として議員連合に加入できる。

3 組織内協力首長は特別会員とする。

第4条 毎年総会を開き、会務報告、活動方針などの決定及び役員の選出を行う。また、県本部自治体議員連合会

議を開催し、会の目的達成に向けた活動をおこなう。

- 2 役員任期は1年とする。
- 3 必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 4 総会の招集は会長がおこなう。

第5条 この自治体議員連合の会務を処理するために、会長1名、副会長若干名、事務局長1名、事務局次長1名をおく。

第6条 この自治体議員連合の経費は、会費及び雑収入をもって充てる。

- 2 会費については別に定める。
- 3 会計年度は毎年8月1日から翌年7月31日とする。

第7条 この自治体議員連合に顧問をおくことができる。

第8条 事務局は自治労福島県本部におく。

附 則

この規則の改廃は県本部大会または中央委員会の議を経なければならない。

この規約は、1999年2月24日から施行する。

地方自治研究所規約

(名称と事務所)

第1条 この団体は、福島県地方自治研究所と称し、事務所を福島市内におく。

(目的)

第2条 この研究所は、福島県の地方自治に関する総合的な調査研究を行い、地方自治の確立と発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 地方自治に関する資料の収集、整備、交流
- (2) 自治体行財政の調査、研究
- (3) 地方自治に関する研究会、講演会の開催
- (4) 政策に関する定期刊行物及び資料の刊行、並びに出版物の販売取扱い
- (5) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 研究所に次の役員と機関をおく。

(1) 役員

理事長1名、副理事長若干名、事務局長1名
事務局次長1名、理事若干名、監事2名
役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(2) 研究員

学識経験者の中から若干名を委嘱する。

(3) 理事会

理事会は、理事長・副理事長・事務局長・事務局次長・理事及び研究員をもって構成し運営委員会で決定した事業の推進にあたる。

(4) 運営委員会

ア 構成

自治労福島県本部地方自治研究活動推進委員会をもって構成する。

イ 会議の招集

年1回以上開催するものとする。

ウ 協議事項

- 役員の選出
- 事業の決定
- 予算・決算の承認
- 規約の改正
- その他必要な事項

(財政)

第5条 この研究所の経費は、自治労福島県部交付金及び寄付金、事業収入をもってあてる。

2 会計年度は毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

第6条 この規約で定めるもののほか、必要な事項については理事会で定め、次の運営委員会に報告し、承認を求める。

附 則

- 1 この規約は、1975年10月12日から施行する。
- 2 この規約の改正は、2014年4月1日から施行する。

地方自治研究活動要綱

私たちは、日常の業務を振り返り、地方自治の行政をさらに検討し、それが真に住民のための行政であるかどうか。また、それを疎外しているものを解明して地方行政を民主的につくりあげる基盤をつくり、地方自治体が住民の福祉を守り、民政安定の役割をはたすよう、地方自治研究活動を強化発展させるために、地方自治研究活動推進委員会を設置する。

第1条 この会は、自治労福島県本部地方自治研究活動推進委員会（以下「自治研推進委員会」という。）と称する。

第2条 自治研推進委員会は、自治労福島県本部（以下「組合」という。）の方針に則り、地方自治研究活動の一切の業務を行う。

第3条 自治研推進委員会は、総支部選出の推進委員及び地方自治研究所、県本部執行部をもって構成し、会の業務執行は推進委員会が当たる。

2 推進委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の補充による推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(1) 自治研推進委員会

推進委員長 1名
 推進副委員長 1名
 事務局長 1名
 事務局次長 1名
 推進委員 若干名

<推進委員>

各総支部選出 各1名（計5名）
 各補助機関選出 各1名
 地方自治研究所 1名
 副中央執行委員長 1名
 書記長、書記次長、
 全県選出中央執行委員 若干名
 自治体議員連合選出 2名

3 事務局長は、執行部選出推進委員が当たる。

総支部選出の推進委員は、各総支部選出中央執行委員とし、総支部・単組の自治研活動の推進をはかる任務をもつ。

第4条 自治研推進委員会は、必要に応じ推進委員長がこれを招集する。

第5条 自治研推進委員会に指導助言を受けるため、学識経験者を助言者に委嘱することができる。

第6条 推進委員会の経費は組合が負担する。

第7条 推進委員会の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日までとする。

第8条 この要綱に定めない事項は、自治研推進委員会で定める。

第9条 この要綱の改廃は、中央委員会の承認を必要とする。

附 則

- 1 この要綱は、1960年8月11日より施行する。
- 2 この要綱の改正は、1967年12月10日より施行する。
- 3 この要綱の改正は、1976年10月16日に改正し、翌日より施行する。
- 4 この要綱の改正は、2014年4月1日より施行する。